

## 循環型社会推進基金の活用について

### 1. 令和2年度 事業の進捗状況について（資料4-①）

### 2. 令和3年度 事業の実施について（資料4-②）

前年度から変更する内容は、以下のとおりです。

#### 【2-②】古紙集団回収事業の充実

- ・活動指標を「可燃ごみ排出原単位に含まれる雑がみの重量」に変更します。

年度	H27	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
数値	41.2	32.9	29.7	22.9	17.6	13.6	10.5	8.2

※数値は、一人1日の排出重量（g）、令和7年度に平成27年度の8割減を目指す。

（組成調査項目：(42)紙箱+(43)紙袋・包装紙+(48)広告・PR誌+(50)ミックスペーパー）

- ・古紙回収補助金について、コロナ過による一般財源の逼迫といった状況を受けて、令和3年度の補助金は循環型社会推進基金を活用して実施します。

#### 【2-⑧】剪定枝粉碎機貸与事業について

- ・令和2年度に試行実施している「剪定枝粉碎機貸与事業」を、「重点施策2 家庭系可燃ごみの減量等」の一つとして実施していきます。

#### 【3-②】レジ袋削減の促進について

- ・令和2年7月から、レジ袋の有料化が実施されていることから、小売店への要請を行っていくという本事業は削除します。

#### 【モデル事業】自治体マイナポイントモデル事業について

- ・国では、令和3年度に向けて、自治体がポイント給付事業を行うことのできるシステムを構築予定です。例えば「ごみ減量家計簿」といったアプリごみ減量化に取り組む市民に自治体が独自にポイントを付与するといったイメージです。このモデル事業の実施に向け、活用事業で予算化しています。国の審査を経てモデル事業に採択されれば、事業内容の詳細も明らかになります。

### 3. 今後の循環型社会推進基金の活用について

既存事業の充実を図りつつ、環境衛生部門だけでなく、政策統合により連携して事業を実施していく必要があります。そうした行政内部で推進する財源活用事業の実施状況は、廃棄物減量等推進審議会に報告して、点検、評価、改善を図っていきます。